

令和6年度

# 佐賀大学医学部医学科 学生募集要項

—佐賀県推薦入学特別選抜—  
[佐賀県による第一次選考]

佐賀県推薦入学特別選抜に関する問い合わせ先

〒840-8570

佐賀市城内1-1-59

佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室

電話 0952-25-7358

E-mail imu@pref.saga.lg.jp

URL <https://www.pref.saga.lg.jp>



佐 賀 県

# 目 次

1	目的	1
2	特徴及び義務	1
3	推薦及び入学者数	1
4	出願資格	2
5	出願にあたっての注意事項	2
6	佐賀県による第一次選考	
	(1) 出願方法及び出願期間	2
	(2) 佐賀県への出願書類	2
	(3) 出願上の留意事項	3
	(4) 選考方法	3
	(5) 個別面接の試験日及び場所	3
	(6) 第一次選考合格者の発表	4
7	佐賀県医師修学資金について	5
8	合格者説明会について	5
9	請求により本人に開示される個人情報	5

# 令和6年度佐賀大学医学部医学科 佐賀県推薦入学特別選抜学生募集要項 〔佐賀県による第一次選考〕

## 1 目的

近年、急速な高齢化の進行などに伴い、地域住民の医療に対する期待や要求は高度化・多様化しています。しかし医療制度や医師養成制度の変革などに伴う医師の都市部への集中などのため、佐賀県においても地域住民の要望に応える医療を供給するための医師の配置が十分ではない状況になりつつあります。

本制度は、県民に必要な医療を提供するため、特定の診療科等に勤務する医師を育成することを目的として、卒業後、地域等において特定の診療科等を専攻し、佐賀県での医療活動に従事する医師を志す学生を求めするために実施するものであり、佐賀県では第一次選考において、この目的に適した学生を選考し、佐賀大学に推薦します。

## 2 特徴及び義務

「佐賀県推薦入学特別選抜」には以下のような特徴及び義務があります。

- (1) 「佐賀県推薦入学特別選抜」により、佐賀大学医学部医学科への入学を志願する者は、佐賀県が行う第一次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学による第二次選考を受験する資格を得ることとなります。
- (2) 最終合格者は佐賀大学医学部医学科在学中に佐賀県医師修学資金の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意していただきます。佐賀大学卒業後は、佐賀県医師修学資金貸与条例及びキャリア形成プログラムに基づき、県内の基幹型臨床研修病院において2年間の臨床研修を行い、その後、県が指定する県内の医療機関において9年間、医療活動に従事していただきます。
- (3) 卒業後の専攻診療科に関して、在学中から佐賀大学及び佐賀県等の関係者との協議を行い、地域において必要とされている診療科を選択していただきます。

### 試験の流れ



本募集要項に従い受験してください。

佐賀大学による第二次選考の募集要項に従い受験してください。

## 3 推薦及び入学者数

佐賀県は第一次選考で合格と決定した者を佐賀大学へ推薦します。第二次選考で佐賀大学が募集する人員は4人です。

## 4 出願資格

次の(1)から(5)までの各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内で医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者。
- (2) 高等学校を2024年3月に卒業見込みの者若しくは2021年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2024年3月修了見込みの者若しくは2021年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む）
- (3) 出身高等学校等所在地は県内外を問いません。
- (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者。
- (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者。

## 5 出願にあたっての注意事項

佐賀大学医学部医学科佐賀県推薦入学特別選抜に出願した者は、他の国公立大学の学校推薦型選抜に出願することはできません。また、佐賀大学の他の学校推薦型選抜にも出願することはできません。

## 6 佐賀県による第一次選考

### (1) 出願方法及び出願期間

#### ア 出願方法

佐賀県による第一次選考志願者は、「(2)佐賀県への出願書類」に掲げる書類を揃えて、佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室に提出してください。

出願の際は、「佐賀県推薦入学特別選抜第一次選考出願書類在中」と明記した封筒に出願書類を一括して入れ、厳封のうえ、持参又は郵送してください。

出願書類提出先	〒840-8570	佐賀市城内1-1-59
		佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室

#### イ 出願期間

**令和5年10月23日（月）から11月2日（木）17時まで（必着）**

持参の場合の願書受付時間は9時から17時までです。（ただし、土、日、祝日は除きます）

### (2) 佐賀県への出願書類

出願書類は黒のボールペン又は黒の万年筆を用いて楷書で記入してください。

各種様式は以下のURLの佐賀県ホームページからダウンロードできます。

「令和6年度佐賀大学医学部医学科[佐賀県推薦入学特別選抜]のご案内」

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00364240/index.html>



出願書類等	摘 要
① 佐賀県推薦入学 特別選抜第一次 選考志願票	[記入例] を参照して記入してください。
② 調査書	文部科学省所定の様式により出身高等学校長等が作成し厳封したもの。(1通)
③ 所信書	医学部を志した動機及び佐賀県推薦入学特別選抜を志願した理由を、400字程度で自筆により記述してください。
④ 確約書	内容をしっかりと確認した上で、自筆により署名してください。

※今年度より、第一次選考の入学審査料の徴収は廃止しました。

(留意事項)

第一次選考合格者の②調査書、③所信書及び④確約書は、選考資料として利用するため、佐賀県から佐賀大学に写しを提出します。

### (3) 出願上の留意事項

受験上の配慮を必要とする入学志願者(障がい等を有する等)は、出願に当たって、**令和5年10月13日(金)**までに佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室へ相談してください。

なお、相談の内容によっては本県の試験までに対応できず、配慮を希望される措置が講じられない場合がありますので可能な限り早めに相談してください。

### (4) 選考方法

提出された②調査書、③所信書及び個別面接の結果を総合的に判断して第一次選考合格者を決定します。

#### ア 書類選考

入学志願者が40名程度を上回った場合には、高等学校長等の調査書による書類選考を行います。

書類選考を実施したか否か及びその結果については、**令和5年11月7日(火)14時**に佐賀県ホームページ「**令和6年度佐賀大学医学部医学科[佐賀県推薦入学特別選抜]のご案内**」で発表します。

なお、電話による合否の問い合わせ等については一切応じません。

#### イ 個別面接

医学部志望の動機、学習意欲・積極性、生命や医療に対する倫理観について、対話・口述を通して評価し、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県内医療の充実に貢献する意志や適性の有無について総合的に判断します。

### (5) 個別面接の試験日及び場所

#### ア 試験日、試験場及び合格発表日

試験日*	試験場	第一次選考合格発表日
令和5年11月11日(土)	ホテルニューオータニ佐賀 (佐賀市与賀町1-2)	令和5年11月14日(火)
令和5年11月12日(日)		

\* 各受験者の面接試験はいずれか一日です。

試験日時、集合時刻及び集合場所等を記載した受験票を、令和5年11月7日（火）に受験者にメールで送付します。

※11月8日（水）までにメールで受験票が届かない場合は、佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室に電話でご連絡ください。

※メールの「受信/拒否設定」がされていると、メールが届かない場合があります。佐賀県のドメイン「@pref.saga.lg.jp」からのメールを受信するよう事前に設定しておいてください。

#### イ 試験に持参するもの

- ・ 受験票（書類選考の結果、個別面接の対象者となった方に対して、佐賀県から11月7日（火）にメールで送付しますので、印刷してお持ちください。希望者にはメールではなく簡易書留で郵送しますので、志願票に送付先住所をご記入ください。）
- ・ 身分証明書（学生証、免許証等）

#### ウ 受験者心得

- ・ 受験票を忘れたとき又は紛失したときは、直ちに職員に申し出て指示を受けてください。
- ・ 受験できなくなった場合は、試験日の前日までに佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室まで連絡してください。

#### (6) 第一次選考合格者の発表

**令和5年11月14日（火）10時**に佐賀県ホームページ「令和6年度佐賀大学医学部医学科[佐賀県推薦入学特別選抜]のご案内」において発表します。

また、合格者には佐賀県から推薦書を同日付けで送付します。電話による合否の問い合わせについては一切応じません。

## 7 佐賀県医師修学資金について

佐賀県では、将来県内での医療活動に従事し地域医療を担う人材を育成するため、医師修学資金の貸与を行っています。県内の医療機関において特定診療科（総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科等）で医師として勤務するなど、一定の条件を満たした場合は返還免除となります。

佐賀県推薦入学特別選抜の最終合格者は、大学入学手続後に佐賀県医師修学資金の貸与手続を経て正式に決定されますので、佐賀県医師修学資金の貸与を6年間受けていただくことになります。

佐賀県医師修学資金については、必ず以下のURLの佐賀県ホームページで佐賀県医師修学資金等貸与条例等を確認してください。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334931/index.html>



## 8 合格者説明会について

最終合格発表後に、佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室による合格者説明会を行いますので、必ず参加してください。（開催日時及び場所は佐賀県から合格者に連絡いたします。）

## 9 請求により本人に開示される個人情報

第一次選考の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条の規定により志願者本人が開示請求した場合に口頭により開示されます。

なお、電話や郵送等による請求はできません。

- (1) 開示期間 令和5年11月14日（火）から12月13日（水）まで  
10:00～17:00（ただし、土、日、祝日を除く。）
- (2) 開示場所 佐賀県庁新館3階 健康福祉部医務課医療人材政策室
- (3) 開示方法 口頭による伝達
- (4) 開示内容 得点及び順位
- (5) 必要書類 受験票及び写真入りの身分証明書（学生証、免許証等）

### （個人情報の取扱いについて）

この試験の実施に伴いご提出いただいた個人情報は、令和6年度佐賀大学医学部医学科佐賀県推薦入学特別選抜に係る業務（統計処理などの付随する業務を含む。）のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用又は佐賀大学入試課以外の第三者に提供することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) で定めております。